

区域区分の変更

計画書

岐阜県 羽島都市計画区域

羽島都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）

羽島都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	令和 2 年	令和 12 年
都市計画区域内人口		66.0千人	61.9千人
市街化区域内人口		42.4千人	40.3千人
配分する人口		—	40.3千人
保留する人口		—	—
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	—

理 由

羽島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に伴い、令和 12 年を目標年次とする区域区分の変更を行うこととなった。本都市計画区域は、昭和 46 年 3 月 31 日に市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画を当初決定し、これ以降 3 回の変更を行い現在に至っている。

今回の変更では、市街化区域に隣接する岐阜羽島インター南部地区の市街化調整区域において、地区計画や開発許可等により整備された商業施設用地、企業用地、沿道施設用地及び公共施設用地の集積による市街地を形成している地区、並びに基盤整備とともに工業系・業務系の企業立地を進める地区とを一体として良好な市街地環境の形成を図るため、市街化区域の編入をするものである。